		部次長
（略）	（略）	三種
（略）	（略）	（略）

二十二～三十二　（略）

三十三　経済産業省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
電力・ガス取引監視等委員会事務局	（略）	（略）
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	統括ネットワーク事業管理官（人事院の定めるものに限る。）	
（略）	（略）	（略）

三十四～四十四　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一〇九

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（移動通信等作業手当）	（移動通信等作業手当）
第二十一条　（略）	**第二十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業に従事した場合の第一項の手当の額は、当該作業に従事した日一日につき、前項に定める手当の額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、同一の日において、当該作業のいずれにも従事した場合にあつては、同項に定める手当の額に当該各号に定める額の合計額を加算した額を第一項の手当の額とする。	3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業に従事した場合の第一項の手当の額は、当該作業に従事した日一日につき、前項に定める手当の額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、同一の日において、当該作業のいずれにも従事した場合にあつては、同項に定める手当の額に当該各号に定める額の合計額を加算した額を第一項の手当の額とする。
一　（略）	一　（略）
二　第一項第一号の作業のうち、著しく危険であると人事院が認めるもの　前項に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額	二　第一項第一号の作業のうち、著しく危険であると人事院が認めるもの　前項に定める額の百分の百に相当する額

		部次長
（略）	（略）	三種
（略）	（略）	（略）

二十二～三十二　（略）

三十三　経済産業省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
電力・ガス取引監視等委員会事務局	（略）	（略）
	（新設）	二種
	統括ネットワーク事業管理官（人事院の定めるものに限る。）	
（略）	（略）	（略）

三十四～四十四　（略）